



平成23年11月18日

各 位

会 社 名 日本産業ホールディングズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 渋谷 猛
コード番号 4352 札幌証券取引所
問合せ先 経営管理本部長 松本 敬一
(TEL 03-5302-1901)

(追加) 社内調査報告書の調査結果について

当社は、平成23年8月10日付「社内調査報告書の調査結果について」を公表いたしました。その内容について、新たに関係者からの協力の結果を踏まえて、下記の通り追加開示させていただきますのでお知らせいたします。

記

1. 事業の実態

当時の当社子会社であった株式会社アルファ・テクノロジー（以下「対象子会社」という。）において行なっていたモバイルカイト事業（以下、「対象事業」という。）は、対象子会社に売上及び収益が計上されることを前提に、存在していた取引形態に他の取引関係者にも一定のメリットがある形態として開始いたしました。対象事業の前提として、対象子会社と契約関係にあるWeb上の広告のためのメディアを有する複数の業務委託先が、コミュニティサイト（一部出会い系サイトを含む）を運営する複数の広告依頼主が要望する内容の広告を、当該メディア上に掲載し、各メディアに登録している会員に対してもメール配信を行うという実際の役務提供が行われる取引が実在しておりました。対象子会社の対象事業はかかる実在の取引を前提に、対象子会社を帳簿上通過させた仲介取引でありました。

2. 対象子会社の役割

対象子会社はメール広告の配信のためのシステムの開発はなされており、対象子会社の有するサイトに登録するとメール配信を受けられたことは、当社及び監査の過程でも確認済みであることから、現にメール配信のためのシステムを保有し、新規のメール配信の業務を行うことを予定していたことがうかがえます。もっとも対象子会社が外食企業向け店舗にQRコードを設置し、モバイルカイトと称するサイトを通じて、メール配信先の会員確保を企図していたようであります。対象子会社が新規会員等実際にメール広告の配信先を確保できれば、コミュニティサイトを運営する広告依頼主としては、広告掲載先が拡大するというメリットを享受でき、業務委託先としても、将来的に、対象子会社の広告掲載先を利用する業務の拡大を図ることができる利点があるため、広告依頼主及び業務委託先等にとってはメリットのあるスキームと考えられます。しかし、対象子会社が取引開始時点においては、かかる効果が実現されるかは必ずしも明確ではなく、また、実際にはそのような効果を生じさせるには至りませんでした。

しかも、上記1.にて記載のとおり、対象子会社に関与する際に、業務委託先等が広告掲載先となることを前提に広告依頼主が募られており、対象子会社のメール配信がなかったとしても事業として成立し得た状況が存在しておりました。その状況下において、対象子会社に対して、そのようなメール配信のみの対価として収益の分配がなされたとは認定しがたい事実が存在いたします。もっとも、対象子会社によるメール配信が、そのみで対価を収受できる程度のもではなかったとしても、業務委託先等にとっては、与信補完等を目的として対象子会社を仲介者とする仲介取引を行うことにメリットがあり、対象事業において、対象子会社に収益を分配する経済合理性があったものと考えられます。

本取引スキームにおいても、広告依頼主がいわばコミュニティサイトの運営者であるということは業務委託先等にとっては、金融機関等から与信評価上良い評価を得られない要素となることが一般的には考えられ、上場会社の子会社である対象子会社を取引先として介在させることによる対外的な信用補完の効果を期待するという需要は存在したと思われます。したがって、対象事業において、対象子会社は、メール配信自体は予定していたことがうかがわれますが、メール配信実績の認定が困難な状況においては、メール配信による手数料を収受していたと認定することはできず、結果的には、与信補完等の機能を果たす仲介者として仲介業務を行っていたと判断することが合理的であり、主としてかかる与信補完等を目的とする仲介業務に対する手数料を収受していたものと評価いたしました。

なお、対象子会社を平成22年10月12日付「子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」にて開示しているとおり、当社は対象子会社の株を全株売却しており、現在対象事業に一切関与しておりません。

以上